

# 山梨県公報

第千五百十二号

平成十六年

九月三十日

木曜日

## 目次

山梨県行政書士法施行細則の一部を改正する規則	六一九
山梨県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	六一九
山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	六二二
山梨県財務規則の一部を改正する規則	六三一
<b>告示</b>	
救急病院等の認定(二件)	六三一
農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示	六三一
土地収用事業の認定	六三一
道路の供用開始(三件)	六三二
山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正	六三三
字の区域変更(三件)	六三三
換地計画の決定	六三四
<b>公告</b>	
開発行及び公共施設に関する工事の完了について(二件)	六三五
<b>教育委員会</b>	
非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令	六三五

## 規則

### 山梨県規則第四十九号

山梨県行政書士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年九月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

### 山梨県行政書士法施行細則の一部を改正する規則

山梨県行政書士法施行細則(昭和四十七年山梨県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(という。）」の下に「及び行政書士法施行規則(昭和二十六年総理府令第五号。以下「省令」という。))」を加える。

第四条第二項中「第十三条第二項」を「第十三条の二十二第二項」に改める。

第五条中「行政書士会の会員に関する報告事項であつて知事が定めるものは、次に掲げる事項とし、」を削り、同条各号を削る。

第五条の次に次の一条を加える。

**第六条** 省令第十七条の二第一項第五号及び第二項第三号に規定する知事の定める事項は、会員の登録番号及び会員番号とする。

第二号様式中「田次」を「勢次」に改める。

第三号様式中「第13条」を「第13条の22」及び「行政書士の」を「行政書士又は行政書士准士の」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 山梨県規則第五十号

山梨県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年九月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

### 山梨県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

山梨県クリーニング業法施行細則(昭和三十九年山梨県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第五条第二項」を「第五条第三項」に、「届書」を「届出(同条第一項の規定による届出に係るものに限る。)」に改める。

第八条中「次の」を「次の」に改め、同条第十二号を削り、同条第十一号中「第十一号様式」を「第十二号様式」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「第十号様式」を「第十一号様式」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「第九号様式」を「第十号様式」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第八号様式」

を「第九号様式」に改め、同号を同条第九号とし、同条第五号から第七号までを削り、同条第四号中「第四号様式」を「第八号様式」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号の四中「分割によるクリーニング所営業者地位承継届」を「分割によるクリーニング所又は無店舗取次店営業者地位承継届」に、「第三号様式の四」を「第七号様式」に

改め、同号を同条第七号とし、同条第三号の三中「合併によるクリーニング所営業者地位承継届」を「合併によるクリーニング所又は無店舗取次店営業者地位承継届」に、「第三号様式の三」を「第六号様式」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の二中「相続によるクリーニング所営業者地位承継届」を「相続によるクリーニング所又は無店舗取次店営業者地位承継届」に、「第三号様式の二」を「第五号様式」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第五号第二項」を「第五号第三項」に、「クリーニング所廃止届」を「クリーニング所又は無店舗取次店営業廃止届」に、「第三号様式」を「第四号様式」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第五号第二項」を「第五号第三項」に、「クリーニング所開設届出事項変更届」を「クリーニング所開設又は無店舗取次店営業開始届出事項変更届」に、「第一号様式」を「第二号様式」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 法第五条第二項の規定による無店舗取次店営業開始届 第二号様式  
 第九条中「クリーニング所」を「クリーニング所」に改め、「所在地」のところに「無店舗取次店にあつては、営業者の住所」を加える。

第一号様式中「(第8条第1号関係)」や「(第8条関係)」及び「従業員数」や「従事者数」に改める。

第十二号様式を削る。

第十一号様式中「(第8条第11号関係)」や「(第8条関係)」に改め、「回覧式」を第十二号様式とする。

第十号様式中「(第8条第10号関係)」や「(第8条関係)」に改め、「回覧式」を第十一号様式とする。

第九号様式中「(第8条第9号関係)」や「(第8条関係)」に改め、「回覧式」を第十号様式とする。

第八号様式中「(第8条第8号関係)」や「(第8条関係)」に改め、「回覧式」を第九号様式とする。

第五号様式から第七号様式までを削る。  
 第四号様式中「第4号様式」や「第4号様式(第8条関係)」に改め、「回覧式」を第八号様式とする。  
 第三号様式の四中「分割によるクリーニング所営業者地位承継届」や「分割によるクリーニング所又は無店舗取次店営業者地位承継届」及び「3 クリーニング所の名称及び所在地」や

及び自動車登録番号若しくは車両番号」に改め、「回覧式」を第七号様式とする。  
 第三号様式の三中「合併によるクリーニング所営業者地位承継届」や「合併によるクリーニング所又は無店舗取次店営業者地位承継届」及び「3 クリーニング所の名称及び所在地」や

4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所  
 及び自動車登録番号若しくは車両番号」  
 第三号様式の四中「相続によるクリーニング所営業者地位承継届」や「相続によるクリーニング所又は無店舗取次店営業者地位承継届」及び「3 クリーニング所の名称及び所在地」や

4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所  
 及び自動車登録番号若しくは車両番号」に改め、「回覧式」を第六号様式とする。

第三号様式中「(第8条第2号関係)」や「(第8条関係)」及び「クリーニング所開設届出事項変更届」や「クリーニング所開設又は無店舗取次店営業開始届出事項変更届」及び「第5条第2項」や「第5条第3項」及び「クリーニング所の名称」や「クリーニング所又は無店舗取次店の名称」及び「の所在地」や「の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号」及び「検査確認証」や「クリーニング所にあつては、検査確認証」に改め、「回覧式」を第四号様式とする。

第三号様式中「(第8条第2号関係)」や「(第8条関係)」及び「クリーニング所開設届出事項変更届」や「クリーニング所開設又は無店舗取次店営業開始届出事項変更届」及び「第5条第2項」や「第5条第3項」及び「クリーニング所の名称」や「クリーニング所又は無店舗取次店の名称」及び「の所在地」や「の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号」及び「の構造設備」や「又は無店舗取次店の業務用車両の構造設備」及び「検査確認証」や「クリーニング所にあつては、検査確認証」に改め、「回覧式」を第三号様式とする。

第一号様式の次に次の1様式を加える。

4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所

第2号様式(第8条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

営業者 本 籍

住 所

電話番号

氏 名

印

生年月日

法人にあつては、その名称、  
所在地及び代表者の氏名

無店舗取次店営業開始届

次のとおり無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により届けます。

無店舗取次店名称						
業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所	登録番号		車両番号		車両の保管場所	
営業区域						
営業開始の予定年月日						
業務用車両の構造の概要	車種		荷台スペース			
			m <sup>2</sup>			
従事者数						
クリーニング師	本籍					
	住所					
	氏名		生年月日		登録番号	
営業内容						

- 注1 法第3条第3項第5号に規定する洗たく物を取り扱わない無店舗取次店にあつては、「営業内容」の欄にその旨を記入すること。
- 2 業務用車両の構造設備の平面図及び車両の保管場所の見取り図を添付すること。
- 3 無店舗取次店の営業者が他に無店舗取次店を営んでいる場合には、無店舗取次店ごとにその名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者にクリーニング師がいる場合はその氏名を記載した書類を添付すること。

第十三号様式中「(第8条第13号(国)条)」を「(第8条(国)条)」に改める。

附則

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

山梨県規則第五十一号

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年九月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十四年山梨県規則

第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

第1号様式(第10条関係)

(表面)

整理番号						収入証紙	
狩猟免許申請書							
山梨県知事 殿							
年 月 日							
住所	〒						
	電話番号						
ふりがな							
氏名	印						
生年月日							
<p>次のとおり、狩猟免許を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により申請します。</p> <p>(1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の猟具の所持許可(免許の種類欄の□にレ印を付し、番号に○印を付す。)</p>							
<input type="checkbox"/> 網・わな猟免許	1 網	2 わな					
<input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許	3 ライフル銃	銃砲所持許可証の番号					
		交付年月日					
	4 散弾銃	銃砲所持許可証の番号					
		交付年月日					
<input type="checkbox"/> 第二種銃猟免許	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可証の番号					
		交付年月日					
免許の種類	狩猟免許の番号	試験の結果	適正試験			知識試験	技能試験
			視力	聴力	運動能力		
網・わな猟免許							
第一種銃猟免許							
第二種銃猟免許							

(裏面)

(2) 他の狩猟免許を受けている場合は、その狩猟免許の種類、狩猟免許を交付した都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号並びに同一登録年度において他の免許申請書又は免許更新申請書を提出していることの有無（有無のいずれかに○印を付すこと。）

他の免許		都道府県知事名		交付年月日		狩猟免状の番号		更新の有無 有・無
------	--	---------	--	-------	--	---------	--	--------------

他の免許		都道府県知事名		交付年月日		狩猟免状の番号		更新の有無 有・無
------	--	---------	--	-------	--	---------	--	--------------

(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法の規定に基づく命令に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合にはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった年月日及び処分の内容を記載すること。）

罰金以上の刑に処せられたことの有無	有	・	無
-------------------	---	---	---

執行を受けることのなくなった年月日	
-------------------	--

(4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第52条第1項の規定により狩猟免許を取り消されたことの有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合にはその年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載すること。）

免許を取り消されたことの有無	有	・	無
----------------	---	---	---

年月日	免許の種類	免許を取り消した都道府県知事名

記載上の注意事項

- 1 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
- 2 (1)の銃砲所持許可証の番号及び交付年月日は、(1)に掲げる銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。
- 3 太枠欄には、申請者は記載しないこと。

第2号様式(第10条関係)

(表面)

整理番号				収入証紙	
狩猟免許更新申請書					
山梨県知事 殿			年 月 日		
住所	〒				
	電話番号				
ふりがな					
氏名	印				
生年月日					
<p>次のとおり、狩猟免許の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により申請します。</p> <p>(1) 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の猟具の所持許可(免許の種類欄の□にレ印を付し、番号に○印を付す。)</p>					
<input type="checkbox"/> 網・わな猟免許	1 網	2 わな			
<input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許	3 ライフル銃	銃砲所持許可証の番号			
		交付年月日			
	4 散弾銃	銃砲所持許可証の番号			
交付年月日					
<input type="checkbox"/> 第二種銃猟免許	5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可証の番号			
		交付年月日			
<input type="checkbox"/> 第二種銃猟免許	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可証の番号			
		交付年月日			
免許の種類	狩猟免状の番号	講習会	適正試験の結果		
			視力	聴力	運動能力
網・わな猟免許					
第一種銃猟免許					
第二種銃猟免許					

(裏面)

(2) 更新しようとする狩猟免許 (免許の種類欄の□にレ印を付す。)

免許の種類	狩猟免許を交付した都道府県知事名	狩猟免許の番号	交付年月日
<input type="checkbox"/> 網・わな猟免許			
<input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許			
<input type="checkbox"/> 第二種銃猟免許			

(3) 同一登録年度において、更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類

免許の種類	

記載上の注意事項

- 1 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
- 2 (1) の銃砲所持許可証の番号及び交付年月日は、(1) に掲げる銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。
- 3 太枠欄には、申請者は記載しないこと。

第3号様式(第10条関係)

(表面)

※登録番号			
※狩猟免許			
※損害の賠償			
※整理番号		※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	

  

狩猟者登録申請書			写 真
山梨県知事 殿			
年 月 日			

  

住所	〒 電話番号	収入証紙	
ふりがな			
氏名	印		
生年月日			

次のとおり、狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請します。

(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類(□にレ印を付す。)、使用する猟具の種類(番号に○印を付す。)、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日、狩猟免状の番号及び所持する狩猟免許の種類(□にレ印を付す。第二種銃猟免許に係る登録の場合に限る。)

なお、第一種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第二種銃猟免許に係る登録を申請すること(「第二種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。)

□網・わな 猟免許に 係る登録	1 網	都道府県 知事名	交付年月 日	狩猟免状の番号	
	2 わな				
□第一種銃 猟免許に 係る登録	3 ライフル銃	都道府県 知事名	交付年月 日	狩猟免状の番号	
	4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用 するものを含む。)				
□第二種銃 猟免許に 係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用 するものを含む。)	所持する免許の種類		□第一種銃猟免許 □第二種銃猟免許	
		都道府県 知事名	交付年月 日	狩猟免状の番号	

(裏面)

(2) 狩猟をしようとする場所				
1. 県の区域全部		2. 放鳥獣猟区の区域		
(3) 免許の効力の停止の有無(有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)				
免許の効力の停止の有無		有・無	停止の期間	
(4) 銃砲所持許可証の番号及び交付年月日(第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の場合)				
第一種銃猟免許	ライフル銃	銃砲所持許可証の番号		交付年月日
	散弾銃	銃砲所持許可証の番号		交付年月日
	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可証の番号		交付年月日
第二種銃猟免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可証の番号		交付年月日
(5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項				
共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済の期間
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険の期間
資産保有				
(6) 職業				
1 専門的・技術的職業従事者    2 管理的職業従事者    3 事務従事者				
4 販売従事者    5 農林業従事者    6 漁業従事者    7 採鉱・採石作業従事者				
8 運輸・通信従事者    9 技能工・生産工程作業従事者    10 単純労働者				
11 保安職業従事者    12 サービス業従事者    13 分類不能の従事者				
14 無職				
<p>記載上の注意事項</p> <p>1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。</p> <p>2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。</p> <p>3 (2)は、該当番号を○で囲むこと。</p> <p>4 (4)の銃砲所持許可証の番号及び交付年月日は、(4)に掲げる銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。</p> <p>5 (6)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。</p> <p>6 ※印欄には、申請者は記載しないこと。</p>				

第4号様式(第10条関係)

(表面)

※登録番号	
※狩猟免許	
※損害の賠償	
※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	

※整理番号		変更登録申請書		写 真
山梨県知事 殿			年 月 日	

住所	〒	収入証紙		
	電話番号			
ふりがな				
氏名	印			
職業				
生年月日				
変更しようとする狩猟者登録証の番号				
変更しようとする狩猟者登録証の交付年月日				
<p>次のとおり、変更登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により申請します。</p> <p>(1) 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類(□にレ印を付す。)、使用する猟具の種類(番号に○印を付す。)、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日、狩猟免状の番号及び所持する免許の種類(□にレ印を付す。第二種銃猟免許に係る登録の場合に限る。)</p> <p>なお、第一種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第二種銃猟免許に係る登録を申請すること(「第二種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。)(1)については、変更がある場合のみ)。</p>				

□網・わな 猟免許に係る登録	1 網	都道府県 知事名	交付年月 日	狩猟免状の番号	
	2 わな				
□第一種銃 猟免許に係る登録	3 ライフル銃	都道府県 知事名	交付年月 日	狩猟免状の番号	
	4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
□第二種銃 猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類 □第一種銃猟免許 □第二種銃猟免許			
		都道府県 知事名	交付年月 日	狩猟免状の番号	

(裏面)

(2) 変更をしようとする場所 (変更がある場合のみ)

1. 県の区域全部

2. 放鳥獣猟区の区域

(3) 免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)

免許の効力の停止の有無

有 ・ 無

停止の期間

(4) 銃砲所持許可証の番号及び交付年月日 (第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の場合)

第一種銃猟 免許	ライフル銃	銃砲所持許可証の番号		交付年月日	
	散弾銃	銃砲所持許可証の番号		交付年月日	
	空気銃 (圧縮ガスを使用 するものを含む。)	銃砲所持許可証の番号		交付年月日	
第二種銃猟 免許	空気銃 (圧縮ガスを使用 するものを含む。)	銃砲所持許可証の番号		交付年月日	

記載上の注意事項

- 1 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
- 2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
- 3 (2) は、該当番号を○で囲むこと。
- 4 (4) の銃砲所持許可証の番号及び交付年月日は、(4) に掲げる鉄砲の種類ごとに主として使用する鉄砲1丁について記載すること。
- 5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第五十二号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十六年九月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の三峽東地域振興局の項中、「石和警察署」を「笛吹警察署」に改める。

附則

この規則は、平成十六年十月十二日から施行する。

告示

山梨県告示第四百三十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。  
平成十六年九月三十日

一 救急病院の名称及び所在地  
山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院	都留市四日市場字瀬中百八十八番地

二 認定期間  
平成十六年九月二十一日から平成十九年九月二十日まで

山梨県告示第四百三十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。  
平成十六年九月三十日

一 救急病院の名称及び所在地  
山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地

山梨県立中央病院

甲府市富士見二丁目一番一号

二 認定期間

平成十六年九月二十三日から平成十九年九月二十二日まで

山梨県告示第四百三十五号

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成十六年九月三十日

平成十六年九月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示（平成十六年山梨県告示第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

一の表の一の項中、「東山梨郡春日居町」を「笛吹市（旧春日居町の区域に限る。）」に改める。

附則

この告示は、平成十六年十月十二日から施行する。

山梨県告示第四百三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。  
平成十六年九月三十日

一 起業者の名称  
山梨県知事 山本 栄彦

境川村

二 事業の種類

境川児童館駐車場建設事業

三 起業地

1 収用の部分 東八代郡境川村小黒坂字柳原地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号要件

境川児童館駐車場建設事業（以下「本事業」という。）は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定されている児童厚生施設（児童館）の駐車場整備事業であり、法第三条第二十三号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、一般会計により既に財政措置を講じており、本事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第一号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

境川児童館は、平成十四年四月に開館したが、現在、当初見込んだ一日平均約三十名の二倍となる約六十名の児童が利用している状況である。このため、児童の送迎等に設置した八台分の既存駐車場では対応しきれず、引き渡し時間の午後六時頃には、児童館前面の道路は、児童を迎えに来た保護者の乗用車で混雑し、路上駐車が横行する等、利用に支障を来し、通行者にも迷惑がかかっている状況である。このため、本事業は、新たに駐車場を増設するものである。本事業が完成すると、児童館利用者の利便性の向上が図られ、交通の安全が確保されることにも、今後の児童館利用者の拡大にも対応が可能であると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、周辺には民家が少なく、周辺環境に与える影響は小さいものと考えられることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

本事業は、駐車場台数が少ないことによる児童館周辺の混雑状況及び境川児童館運営委員会等からの駐車場増設要望を踏まえると、早期に事業を施行する必要性が高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、予想駐車台数から積算した施設規模等としており、必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用には馴染まないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

境川村役場企画課

山梨県告示第四百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十六年十月二十一日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年九月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	市川大門下 部身延線	西八代都市川大門町大字黒沢字 家の後二〇四三番の二地先から 西八代都市川大門町大字黒沢字 猿尾二五一八番の一池先まで	四九〇・〇	平成十六年 十月五日

山梨県告示第四百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年十月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年九月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	長坂高根線	北巨摩郡長坂町大字大八田字粟林四四一八番の二地先から北巨摩郡長坂町大字大八田字道添三八五二番の四地先まで	三七〇・〇	平成十六年十月十三日

山梨県告示第四百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年十月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年九月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	一三九号	大月市賑岡町強瀬字西山八一番の六地先から大月市賑岡町強瀬字上平二二八番の五地先まで	一八五・〇	平成十六年九月三十日

山梨県告示第四百四十号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定（平成四年山梨県告示第百十五号の二）の一部を次のように改正し、平成十六年九月十三日から適用する。

平成十六年九月三十日

二の2中「、中富町」を削り、二中18を削り、19を18とし、20を19とし、21を20とし、22を21とする。

山梨県告示第四百四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、明野村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十六年九月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字上手字金山六二四九の一部、六二五〇の一部、六二五三の一部、六二五五の一部、六二五六の一部、六四二〇の一部、六四二一の一部、六四二二の一部、六四二三の一部、六四二六の一部、六四二七の一部、六四三二の一部、六四三三の一部、六四三四の一部、六四三五の一部、六四四二、六四四六、六四四八、六四四九、六四五〇の一部、六四五四の一部、六四五五から六四五八まで、六四六〇から六四六三まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である明野村有地の一部並びに六三九八の二、六三九九、六四〇九地先の水路である明野村有地の全部	大字上手字八藤塚
大字上手字鍛冶ヶ森六九二五の一部、六九二八の一、六九二八の二、六九三〇、六九三四、六九三八及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である明野村有地の全部並びに六九〇六、六九一一に隣接する道路である明野村有地の全部	
大字上手字五反田二四七七地先の道路である明野村有地の一部	

**山梨県告示第四百四十二号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、明野村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十六年九月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字小笠原字大まま四一九三の一部 四七四六の一部	大字小笠原字厚芝屋敷ノ内
大字小笠原字大まま四一八五の一部、四一八七の一部、四一九三の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である明野村有地の全部	大字小笠原字東大まま
大字小笠原字厚芝屋敷ノ内四二五四の一部、四二五六の一部及びこれらの区域に隣接する道路である明野村有地の全部並びに四二五四、四二五六、四二五七の地先の道路である明野村有地の一部	大字小笠原字大まま
大字小笠原字東大まま四七四九の一部、四七九七の一部、四七九八の一部、四八〇一から四八〇四までの各一部、四八〇五から四八〇七まで、四八〇八から四八一二までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である明野村有地の全部	大字小笠原字大まま
大字小笠原字厚芝屋敷ノ内四二五五の一部、四二五六の一部及びこれらの区域に隣接する道路である明野村有地の全部並びに四二四六の地先の道路である明野村有地の一部	大字小笠原字大まま
大字小笠原字西の原四〇一一、四〇二〇	

の一、四〇二一の一、四〇二九、四〇四四、四〇四五に隣接する水路である明野村有地の全部

**山梨県告示第四百四十三号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、明野村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十六年九月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字小笠原字東大まま四六一七、四六二〇、四六八五、四六八七、四六八八、四六八九の一部、四六九八の一部、四七〇〇、四七〇一、四七〇三、四七〇四の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である明野村有地の全部	大字小笠原字金山尻
大字小笠原字金山尻五一一三の一、五一一三の二の一部、五一一三の四の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である明野村有地の全部	大字小笠原字東大まま

**山梨県告示第四百四十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（明野地区浅尾原工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十六年九月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 縦覧書類

- 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成十六年十月一日から平成十六年十月二十九日まで
- 三 縦覧場所  
明野村役場
- 四 異議申立期間  
平成十六年十月三十日から平成十六年十一月十三日まで

## 公 告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成十六年九月三十日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
山梨県知事 山 本 栄 彦  
甲斐市大袋字松葉四二一の一、四二二の一、四二二の二、四二二の三、四二二の四、四二二の五、四二二の六、四二二の七、四二二の八、四二二の九、四二二の一〇、四二二の一、四二二の一二、四二二の一三、四二二の一四、四二二の一五、四二二の一六、四二二の一七、四三三の一、四三三の二、四三三の三、四三三の四、四三三の五、四三三の六、四三三の七、四三三の八、四三三の九、四三三の一〇、四三三の一、四三三の一二、四三三の一三、四三三の一四、四三三の一五及び四四六の三の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水道 水路 公園	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡北地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）  
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市伊勢四丁目二十二番一号 西甲府住宅株式会社 代表取締役 戸田克己

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成十六年九月三十日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
山梨県知事 山 本 栄 彦  
中巨摩郡昭和町河東中島字川代四四八の六及び四四八の七の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）  
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市屋形一丁目一番二十六号 有賀浩・有賀早苗

## 教育委員会

山梨県教育委員会訓令甲第三号

庁 中 一 般  
教 育 事 務 所  
県 立 学 校  
公 立 小 学 校  
公 立 中 学 校

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十六年九月三十日

山梨県教育委員会

委員長 金 丸 康 信

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令  
非常勤の教育職員の手当支給に関する規程（昭和二十八年山梨県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。  
第二条第二項中「三八〇円」を「三七〇円」に改める。

別表中「二、八三〇円」を「二、八〇〇円」に、「二、四九〇円」を「二、四六〇円」に改める。

附則

この訓令は、平成十六年十月一日から施行する。